

保険情報

健康・保険課 国民健康保険係
☎(232)4912



国保・後期高齢者医療制度加入者の 人間ドック費用を一部助成します

- ◆対象者(次の全てに当てはまる人)
 - ・申請日時点で30歳以上の人
 - ・納期限到来分の国民健康保険税または後期高齢者保険料の滞納がない人
 - ・ドック実施日まで菊陽町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
- ◆申込方法
 - 3月上旬に送付した総合健診の案内に同封の人間ドックの申請書で申し込んでください。
 - ※同封の返信用封筒で提出してください。
- ◆助成金額 健診1コースにつき2万5千円(1人1コースまで助成)
- ◆申し込み先 健康・保険課
- ◆申込期限 5月31日(休)必着

安心して医療を受ける お医者さんのかかり方

- 安心して医療を受けられるように適正な受診を考えてみませんか。
- ◆かかりつけ医をもつ
 - かかりつけ医を身近に見つけ、気になることは早めに相談してください。
- ◆休日・夜間診療は医療費が高い
 - 軽い症状の場合は診療時間内に受診しましょう。休日や夜間診療は医療費が高くなります。
- ◆ジェネリック医薬品の活用
 - 先発医薬品よりも費用が安く済みます。かかりつけ医などに相談してみましょう。
- ◆おくすり手帳の活用
 - 薬は飲み合わせで副作用が強くなる場合があります。おくすり手帳を活用し、既に処方されている薬を伝え、飲み合わせと薬のもらいすぎに注意しましょう。

令和5年度の 後期高齢者医療保険料

保険料は被保険者一人一人が納めます。保険料率は2年ごとに見直され、県内で均一になります。

保険料の額

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(被保険者1人当たり)} + \text{所得割額(総所得金額等-43万円) × 10.26\%}$$

年額66万円が上限

均等割額 54,000円

所得割額 (総所得金額等-43万円) × 10.26%

保険料の軽減

所得が低い人や会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料は、現行制度のとおり継続して軽減します。

均等割額を7割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] を超えない世帯
均等割額を5割軽減	[基礎控除額(43万円) + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] を超えない世帯
均等割額を2割軽減	[基礎控除額(43万円) + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] を超えない世帯

- ◆被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減
 - 75歳の誕生日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合など)の被扶養者であった人は、資格取得後2年間は保険料均等割額が5割軽減されます。
 - ※所得割はかかりません。

国民健康保険加入・脱退の届け出は忘れずに

国民健康保険に加入・脱退する場合には、届け出が必要です。

国民健康保険(国保)に加入する必要がある人

国保は、74歳までの人で社会保険(健康保険、船員保険、共済を含む)の被保険者や、その扶養者を除く、全ての人加入する制度です。退職などの理由で他の健康保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。

社会保険に加入できませんか

事業所に勤務している人(一定の要件を満たす非正規雇用を含む)は社会保険に加入できないか確認してください。同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

- ◆社会保険の特徴
 - ・保険料の半分は会社が負担します。
 - ・被扶養者の保険料の負担はありません。

国民健康保険に加入する

退職日から14日以内に健康・保険課または西部支所へ届け出てください。

- ◆加入の手続きの注意点
 - 国保加入の届け出が遅れると保険証が手元にない状態が続きます。長い期間遅れると、国民健康保険税がまとめて請求される場合がありますので、ご注意ください。もしもの病気やケガに備えて、早めに届け出ましょう。
- ◆必要書類
 - 退職した会社などからの「社会保険等資格喪失証明書」
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
 - 窓口に来る人の身分証明書
 - 委任状(別世帯の場合)

国民健康保険を脱退する

社会保険に加入した場合も自動では切り替わりません。国民健康保険税と職場の健康保険料を二重に支払うことがありますので、早めに脱退を届け出てください。

- ◆必要書類
 - 国民健康保険証(離脱する人の分)
 - 新しく交付を受けた「健康保険証(全員分)」
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
 - 窓口に来る人の身分証明書
 - 委任状(別世帯の場合)

社会保険に加入した場合の届け出はメールでも受け付けています。右記QRコードからホームページにアクセスし、お手続きをお願いします。



町ホームページ

所得の申告を忘れずに

☎ 税務課 住民税係 ☎(232)4911

国保に加入している人は所得の申告が必要です。申告しないと、国保税の軽減が受けられない場合や、医療費の限度額の判定を行えない場合があります。申告していない人は税務課へご相談ください。